

公表用	

令和 6 年 10 月

第 16 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 6 年 10 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 6 年 10 月 10 日 午前 10 時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 13 名

欠席委員 0 名

議席	氏 名	出欠
6	船 津 鎮 男	出
13	吉 村 郁 子	出
8	藤 川 放 作	出
11	大 田 完 治	出
12	長 城 彰	出
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	出
3	松 本 功	出
4	富 田 和 重	出
10	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 11 名

	氏 名	出欠
	出口 政廣	出
	末松 克朗	出
	辻 英樹	出
	酒井 勝	出
	鞘野 正明	欠
	槌野 英喜	出
	福井 佳章	出
	北山 明博	出
	野村 弘美	出
	富生 袖子	出
	大森 強	出
	森 清孝	出

5. 傍聴者 0 名

6. 議事内容

議案第 58 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 59 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 60 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長

井上 栄輔

農地係長

宮崎 崇文

会長	出席者 13 名で定足数に達していますので、これより、第 16 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。
	－委員・事務局朗読－
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 58 号から議案第 60 号までの 3 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。最初に、議案第 58 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 58 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 10 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■。以下 2 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。
西村委員	泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、泉中央六丁目■■■■、田、990 m ² 、外 4 筆計 5,909 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よく願います。以上です。
会長	最後に、今川地区の 1 件について地区委員より報告願います。
繁永委員	今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。物件の表示は、大字大野井■■■■、田、1,453 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、新規就農するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3 条関係全般について、ご質疑ありませんか。
	－質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 58 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
	－全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 58 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 2 件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第 59 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局	朗読します。議案第 59 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 10 月 10 日提出、行橋市農業委員会、会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■。以下 2 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。それでは、審査の経過ならびに結果の報告を願い、審議してまいりたいと思います。今元地区の 2 件について地区委員より報告願います。
藤川委員	今元地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字金屋■■■■、田、540 m ² 、大字金屋■■■■、田、271 m ² 、2 筆計 811 m ² 。転用理由としては、自己住宅及び倉庫、駐車場、資材置場を設置するものです。内容は、自己住宅 128.33 m ² 、倉庫 3 棟 29 m ² 、駐車場 40 m ² 、資材置場 45 m ² 、その他 568.67 m ² です。周辺への被害はなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。実行済みのため始末書が添付されています。書類等完備しており、申請地は 10ha 未満のその他 2 種となっており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。続きまして、地区番号 2 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字金屋■■■■、田、28 m ² 、大字金屋■■■■、田、33 m ² 、2 筆計 61 m ² 。計画に既存宅地 187.19 m ² と 5 条 2 番同時申請 54 m ² 含みます。転用理由としては、自己住宅を増築するものです。内容は、自己住宅 106 m ² 、物置 1 棟 5.4 m ² 、その他 190.69 m ² です。資金計画は借入金で、実効性あり。周辺への被害はなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。始末書が添付されています。書類等完備しており、申請地は 10ha 未満のその他 2 種となっており、地区審査においても許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が終わりました。4 条関係についてご質疑ありませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 59 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 59 号、農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 60 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 60 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 10 月 10 日提出、行橋市農業委員会、会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■。以下 5 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区の 1 件について地区委員よ

吉村委員	り報告願います。 行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、京都郡苅田町■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、西宮市一丁目■■■■■、畑、216 m²。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、使用貸借契約により土地を借受け、自己住宅を建築するものです。自己住宅 88.71 m²、その他 127.29 m²。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、申請地は都市計画区域内の第 3 種であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 藤川委員	次に、今元地区の 1 件について地区委員より報告願います。 今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字金屋■■■■■、田、54 m²、計画に既存宅地 187.19 m²と 4 条 2 番同時申請 61 m²含みます。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、自己住宅を増築するものです。自己住宅 106 m²、物置 1 棟 5.4 m²、その他 190.69 m²。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、申請地は 10ha 未満のその他 2 種であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 長城委員	次に、仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。 仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字稲童■■■■■、畑、408 m²。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、使用貸借契約で土地を借受け、自己住宅を建築するものです。自己住宅 117.09 m²、その他 290.91 m²。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、申請地は 10ha 未満のその他 2 種であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 西本委員	次に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。 泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、泉中央三丁目■■■■■、田、571 m²、泉中央三丁目■■■■■、畑、23 m²、2 筆計 594 m²。所有者は、宗像市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、建売住宅を建築するものです。建売住宅 3 棟 293.55 m²、水路 18.86 m²、その他 281.59 m²。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要

会長 繁永委員	です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、申請地は都市計画区域内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。 最後に、今川地区の 1 件について地区委員より報告願います。 今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 5 番。申請人は、大分県中津市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字大野井■■■■、田、1,368 m²、大字大野井■■■■、田、161 m²、大字大野井■■■■、田、91 m²、3 筆計 1,620 m²。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅 2 棟 412.88 m²、駐車場 367.2 m²、その他 839.92 m²。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、申請地は 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地であり、集落接続の例外規定に該当するため、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 60 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 60 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 5 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。以上で今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。8 番、藤川委員 9 番、繁永委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。